

～ 免税軽油(免税制度)のお知らせ ～

平成20年6月30日
< 福島県 >

< 農業を営む方、農作業を行う方 >へ

農業に係る軽油引取税の課税免除の対象として

【農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者】

が追加されました。

平成20年6月30日から

農業に係る軽油引取税の課税免除(免税措置)については、地方税法の規定に基づき、< 農業を営む者 > に該当する方のみが対象とされてきました。

しかし、今般の平成20年度税制改正により、従来の< 農業を営む者 >に加えて、**【農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者】**にも、その対象が拡充されたところです。

【農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者(以下「基幹的農作業受託者」という)とは？

例えば、穀作にあっては耕起、代かき、植付、刈取、脱穀などの作業のうち、専ら機械を用いて行われる作業のすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う者であるものが該当します。

いつから新たな免税措置を受けられるか。

新たに対象となったこの免税措置は、平成20年6月30日以後の軽油の引取りについて、適用となります。

現在、農業< 農業を営む者 >の免税措置を受けている場合でも、「基幹的農作業受託者」として免税措置を受けられるか。

< 農業を営む者 > が、自ら行う農作業に加えて「基幹的農作業受託」を行う場合であっても、合わせて免税措置の対象となります。

「基幹的農作業受託者」とは、どのようにして判断するのか。

軽油引取税の課税免除における「基幹的農作業受託者」については、農作業受委託に関する契約書等の受託作業の内容を証する書類により判断するものとされています。

なお、福島県においては、農業委員会等が証明する『耕作(農作業受委託)証明願』をもって判断することとしております。

その他、改正/変更された点はあるか

「基幹的農作業受託者」が課税免除対象として追加となり、それに付随して『耕作(農作業受委託)証明願』が当該対象の免税措置を受ける際に必要となったこと以外には、軽油引取税の課税免除に係る取扱い等に変更はありません。

(裏面につづく)

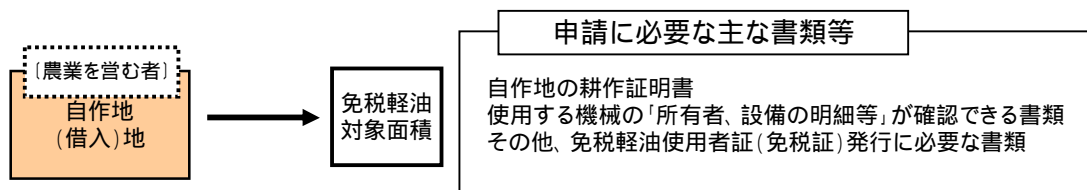
「基幹的農作業受託者」に係る免税措置の申請等について

申請の受付は、適用日である平成20年6月30日からとなります。

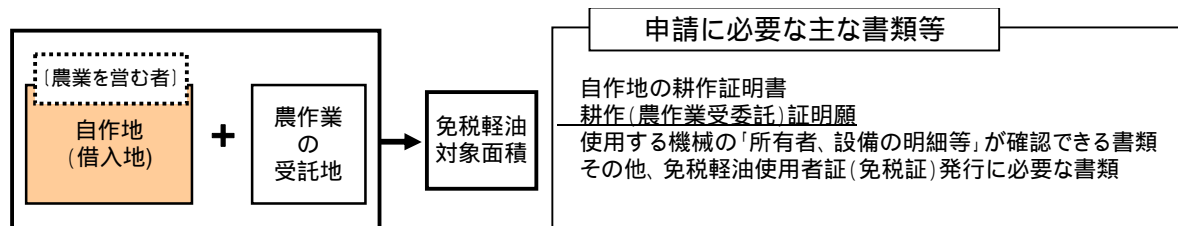
なお、新規の申請者だけでなく、現在、＜農業を営む者＞として免税措置を受けている方も農作業受託分を追加で交付を受けられますが、その交付対象となる期間、作業等は、当然に申請に対する承認がされた日以後の分となります。

免税軽油の対象者および申請に必要な主な書類等の例示

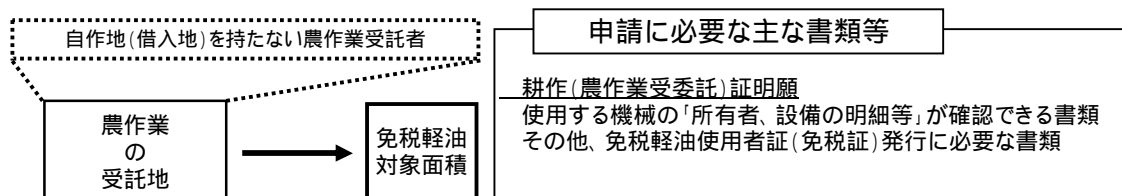
【ケース1】…従来どおり自作(借入)地のみを申請する場合



【ケース2】…従来どおり自作(借入)地と合わせて「基幹的農作業受託分」を申請する場合



【ケース3】…「基幹的農作業受託分」のみを申請する場合



申請の窓口

免税軽油の手続きを行う窓口は、免税軽油を使用する事業所等の所在地を管轄する地方振興局県税部となりますので、ご不明な点等がございましたら、該当する県税部へお問い合わせください。

お問い合わせ先

県北地方振興局県税部	024(521)7638
県中地方振興局県税部	024(935)1264
県南地方振興局県税部	0248(23)1519
会津地方振興局県税部	0242(29)5261
南会津地方振興局県税部	0241(62)5214
相双地方振興局県税部	0244(26)1127
いわき地方振興局県税部	0246(24)6037